第十一条の十一第六項中「平成18年」を「平成19年」に、「(平成19年」を「(平成20年」に、「1.236」を「1.852」に改め、「合算した額」の下に「から「公営企業等に対する繰出し等の状況　その１法非適用事業分」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰出」及び「４．公債費財源繰出」欄の数並びに「公営企業等に対する繰出し等の状況　その２法適用事業分」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰出」及び「４．公債費財源繰出」欄の数を控除した額」を加え、「基準財政需要額のうち経常経費」を「基準財政需要額から公債費を控除した額に0.864を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」に、「134」を「132」に、「178」を「175」に、「4.6」を「3.3」に、「平成７年度」を「平成８年度」に、「平成19年度分の算式の符号Ａの率」を「平成20年度分の算式の符号Ａ中αの率」に改め、同項算式の符号Ａに次のように加える。

γ　改正前の省令第11条の２第６項の平成20年度分の算式の符号Ａ中βの率と同一の率

第十一条の十一第六項中「平成19年度分の算式の符号Ｄの率」を「平成20年度分の算式の符号Ｄ中αの率」に改め、同項算式の符号Ｄに次のように加える。

γ　改正前の省令第11条の２第６項の平成20年度分の算式の符号Ｄ中βの率と同一の率

第十一条の十一第七項中「0.0337」を「0.0331」に、「0.39」を「0.45」に、「1.042」を「1.008」に、「平成16年度から平成18年度まで」を「平成17年度から平成19年度まで」に、「平成17年３月31日」を「平成18年３月31日」に、「平成18年３月31日」を「平成19年３月31日」に、「平成19年３月31日」を「平成20年３月31日」に、「平成16年３月31日」を「平成17年３月31日」に、「0.12」を「0.11」に、「3.814」を「3.491」に、「平成18年度における」を「平成19年度における」に改め、同条第八項中「0.0525」を「0.0511」に、「−7.73」を「−7.76」に、「4.028」を「3.992」に、「平成17年度」を「平成18年度」に、「平成18年３月31日」を「平成19年３月31日」に、「平成14年度」を「平成15年度」に、「平成15年３月31日」を「平成16年３月31日」に、「−25.06」を「−46.51」に、「−13.04」を「−26.57」に、「−10.89」を「−13.33」に、「0.496」を「−0.116」に、「0.956」を「0.694」に、「0.991」を「0.952」に改め、同条第九項中「0.2399」を「0.2402」に改め、同項算式の符号を次のように改める。

算式の符号

Ａ　次の算式アによつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式ア

$$2.61\times\frac{\alpha-\beta}{\beta}+1.01$$

$\frac{\alpha-\beta}{\beta}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式アの符号

α　次の算式Ⅰによつて算定した数

算式Ⅰ

$25\times a+75\times b+150\times c+250\times d+400\times e+600\times f+850\times g+1,250\times h+1,750\times i+2,500\times j+4,000\times k+7,500\times l+20,000\times m+40,000\times n+60,000\times o$

算式Ⅰの符号

ａ　農林業センサス規則によつて調査した平成17年２月１日現在（沖縄県にあつては平成16年12月１日現在）における農産物販売規模別農家数（以下この項において「平成17年農産物販売規模別農家数」という。）のうち50万円未満の数

ｂ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数

ｃ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数

ｄ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数

ｅ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数

ｆ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数

ｇ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち700万円以上1,000万円未満の数

ｈ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち1,000万円以上1,500万円未満の数

ｉ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち1,500万円以上2,000万円未満の数

ｊ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち2,000万円以上3,000万円未満の数

ｋ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち3,000万円以上5,000万円未満の数

ｌ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち5,000万円以上１億円未満の数

ｍ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち１億円以上３億円未満の数

ｎ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち３億円以上５億円未満の数

ｏ　平成17年農産物販売規模別農家数のうち５億円以上の数

β　次の算式Ⅱによつて算定した数

算式Ⅱ

$7.5\times a+32.5\times b+75\times c+150\times d+250\times e+400\times f+600\times g+850\times h+1,250\times i+1,750\times j+2,500\times k+5,000\times l$

算式Ⅱの符号

ａ　農林業センサス規則によつて調査した平成12年２月１日現在（沖縄県にあつては平成11年12月１日現在）における農産物販売規模別農家数（以下この項において「平成12年農産物販売規模別農家数」という。）のうち15万円未満の数

ｂ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち15万円以上50万円未満の数

ｃ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数

ｄ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数

ｅ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数

ｆ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数

ｇ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数

ｈ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち700万円以上1,000万円未満の数

ｉ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち1,000万円以上1,500万円未満の数

ｊ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち1,500万円以上2,000万円未満の数

ｋ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち2,000万円以上3,000万円未満の数

ｌ　平成12年農産物販売規模別農家数のうち3,000万円以上の数

第十一条の十一第十項中「4.10」を「4.13」に、「0.29」を「0.28」に改め、同条第十一項中「0.4901」を「0.5373」に改め、同項算式アを次のように改める。

算式ア

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

第十一条の十一第十一項算式Ⅰを次のように改める。

算式Ⅰ

$$10.00\times\left(\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}\right)+0.962$$

$\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、

$10.00\times\left(\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}\right)+0.962$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。